

## 空き家リフォーム助成事業補助金制度を利用しませんか！

町内にある空き家の有効活用を図り、移住定住促進を目的として石井町内にある施工業者を利用した内外装の修理及び修繕やバリアフリー対応工事などの空き家のリフォーム(改築・改装)工事に補助金を交付します。

**対象工事** 施工業者が石井町内であり、令和8年1月末日までに工事を完了した上で、3月末日までに必要書類を提出できること。(※申請時期が令和7年12月1日以降の方は、翌年3月末日までに工事完了及び必要書類を提出。申し込み時点で工事着手済み又は工事完了済物件は対象外)

**補助対象住宅** 町内に存在する戸建ての住宅並びに併用住宅で、居住しなくなった日から6ヶ月以上経過した中古住宅。(賃貸目的で建設されたものは除く。)

**補助金額** 補助対象工事費(税抜額)の50%で、最高50万円

### 申込み資格

- ・ 事業完了後、5年間以上空き家に居住し、適正に管理することを誓約できる方。
- ・ 空き家を現に取得又は借用している方。
- ・ 補助対象者及びその世帯員に住民税等の滞納がない方。
- ・ 以前にこの制度による補助金の交付を受けていない方。

その他石井町空き家リフォーム助成事業費補助金交付要綱に基づく条件を満たす方。

※ 尚、補助金を交付した後においても不適當が認められたときには、返還を請求することがありますのでご了承ください。

**募集件数** 予算の範囲内。

**募集期間** 令和7年度内(先着順のため、申込件数が予算の枠に達した時点で終了とします。)

**申込方法** 補助を希望される場合は、**必ず石井町建設課まで事前に相談**をお願いします。その後に、事前申込書を記入・提出していただきます。

申込みの結果、補助予定者と決定された場合は、補助金交付申請を行っていただきますが、申請には補助金交付申請書及び添付書類の提出が必要となります。詳しくは、事前相談の際にお問い合わせください。

問い合わせ先 石井町役場 建設課 TEL 674-1117

◆空き家リフォーム補助金の対象工事（例）

内 容	可 否	備 考
屋根瓦の取換、外壁の補修	○	
壁紙張替等の内装工事	○	
台所、風呂、トイレ等の改良工事	○	
シロアリ防止等の床修理	○	
畳の張替え	○	
ガラス（サッシ）の取替工事	○	
住宅の一部又は全部の取り壊しや撤去に係る工事	×	リフォームではないため対象外
住宅に付随する バルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	×	リフォームではないため対象外
シロアリ駆除	×	リフォームではないため対象外
電話の配線工事	×	リフォームではないため対象外
大画面テレビの購入（配線工事有）	×	購入が主であるため対象外
電化製品の取付工事	×	購入が主であるため対象外
車庫の増改築	×	住宅ではないため対象外
室内カーテン取替	×	購入が主であるため対象外
防犯用ライト取付工事	×	購入が主であるため対象外
門扉・ブロック壁の設置	×	外構工事のため対象外
造園工事、植木剪定	×	外構工事のため対象外

※詳細については、建設課までお問い合わせください。TEL 6 7 4 - 1 1 1 7